第三十九条の二第二項	年金給付等積立金の額		年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下同じ。）
第三十九条の三第二項第一号	確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号	法第百三十二条第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号。以下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
第三十九条の三第二項第二号	法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額		平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
第三十九条の四第一項、第三十九条の五及び第三十九条の六各号列記以外の部分	法		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十九条の七	法第百三十六条の三第一項第四号イ		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
第三十九条の八	法第百三十六条の三第一項第五号イ		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
	法第百三十六条の三第一項第四号イ		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
第三十九条の九	法第百三十六条の三第一項第五号ロ		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ
第三十九条の十各号列記以外の部分	法		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十九条の十第一号	法第百三十六条の三第一項第五号イ		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ

第三十九条の十一	法第百三十六条の三第一項第五号ニ		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ニ
第三十九条の十二第一項及び第二項各号列記以外の部分	法		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法
第三十九条の十三各号列記以外の部分	法第百三十六条の三第一項第五号		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
第三十九条の十三第一号	法		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十九条の十三第二号	法第百三十六条の三第一項第五号		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
第三十九条の十四	法		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十九条の十六	法第百三十六条の四第三項		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項
第四十一条の三並びに第四十一条の三の二第一項及び第四項から第六項まで	法		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第四十一条の三の三第一項	法第百四十四条の三第一項		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第一項
	確定給付企業年金法施行令	経過措置政令第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令	
第四十一条の三の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の四の三並びに第四十一条の四の五並びに第四十一条の四各号列記以外の部分及び第二号	法		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第四十一条の四第五号	法第百四十四条の五第一項		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の五第一項